

【災害事例】 ロールボックスパレット操作中の災害

【災害発生状況】

被災者が商品をロールボックスパレットに載せ、スロープを押しながら搬入中に、ロールボックスパレットが段差に引っ掛かり、本人方向に倒れ、共に地面に倒れた。その際、ロールボックスパレットと地面の間に本人がはさまり、顔全体を地面に打ち付け、右腕の上にロールボックスパレットが乗ってしまい、頭部と胴体、肢体の打撲傷を負った。

【原因】

商品搬出中に地面の段差により、荷を積んだパレットが傾き転倒して被災者が下敷きになり負傷した。

【対策】

《作業の環境管理》

安全に作業を行うための環境面での充実が求められている。

- ・平坦な路面、段差のない路面
- ・滑りやすい床面（濡れ、油、積雪、凍結等）の改善
- ・適切な照度（普通の作業で150ルクス以上）労働安全衛生規則 604 条
- ・通路等の通行区分の明示と通路面の状態が適切に維持されていることが規定されている。
（労働安全衛生規則 540 条、542 条）

《作業者の遵守事項》



- ① ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着すること。（厚生労働省 荷役作業安全ガイドブックの解説）
- ② ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押し動かすこと。
- ③ 狭いトラックの荷台からロールボックスパレットを引き出す場合は、一旦ロールボックスパレットに背を向けずに後ろ向きに引き出してから、ロールボックスパレットを旋回させて押せ

る位置まで引き出し、荷台端を意識しながら前方に押して移動すること。

- ④ ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認すること。
- ⑤ 見通しの悪い場所については一時停止して前方の状況を確認するか、声をかけること。
- ⑥ 停止するときやカーブを曲がる場合は、2 m程手前から減速すること。
- ⑦ ロールボックスパレットの重量が300kgを超える場合や床面が傾斜している場合は、2人で取り扱うこと。(陸災防 作業指揮者必携 安全教育テキスト)
- ⑧ 荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定すること。

準拠：①厚生労働省『荷役作業安全ガイドラインの解説』（平成25年度）

②陸災防『作業指揮者必携 安全教育テキスト』（平成24年10月）

以上

《一般社団法人東京技能者協会／一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部》